

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

●犯罪被害者等の被害回復のための休暇

ポイント

- 犯罪被害者の方々に休暇制度が必要な理由は
- ①裁判への出廷のほか、その準備にも多くの時間が必要となるため
 - ②精神的被害の回復につながるため



貴重な人材を確保する観点からも被害回復・負担軽減の支援となる休暇制度を

全国で31番目の「犯罪被害者等早期援助団体」として2004年に設立された千葉犯罪被害者支援センターでは、電話相談、面接相談、関係機関への同行支援を通じて、犯罪被害者が直面するさまざまな困難をサポートする取組を続けています。千葉県内だけでなく、必要に応じて遠方の県の裁判所への同行支援も行うなど、特に被害者に寄り添う支援を心がけているという同センターで、事務局長を務める池田雅一良さん、犯罪被害相談員の藤田きよ子さんは、犯罪被害者およびその家族に対する職場の理解と支援が、被害回復・負担軽減のために欠かせないと語ります。

法人概要

[設立] 2004年
[事業内容] 千葉県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体

[支援員数] 8名(うち犯罪被害相談員6名)(2016年4月現在)
[URL] <http://chibacvs.gr.jp/>

犯罪被害者に支援が必要な理由

当センターが犯罪被害者支援を行うきっかけは、3種類あります。①警察からの被害者支援要請、②検察や弁護士等の関係機関からの依頼、そして、③被害者本人からの相談、です。当センターの支援対象は、身体犯(人の生命・身体を侵害する犯罪)か交通事犯(車の運転に関わる犯罪)による被害で、支援が決定すると当センターの相談員が、被害者や家族と面談を行います。その話の中で、困っていることや当センターに望むことを聞き取り、把握したうえで支援を行います。被害者のニーズを理解し、被害者にとって必要なことを考えながら継続的に支援を行うのが私たちの役割です。

犯罪被害者の皆さんが心配しているのは、「この先どうなるか、何が起こるかわからない」という点です。突然犯罪に巻き込まれて、精神的なダメージが残っている中で、直面するさまざまな手続きを行わなければなりません。仕事や生活の時間とそれを両立するのは、想像以上に大変なことなのです。

犯罪被害者やその家族が抱える問題について、職場の理解が得られていない実態を知ってほしい

犯罪被害者やその家族は、必要に応じ裁判に出廷したり、傍聴したりしますが、審理期間が長期間に及ぶこともあります。また、事実を知りたいと思ったり、亡くなった人の無念を晴らしたいと「被害者参加」を希望する被害者も多くいます。そのため準備にも多くの時間がかかります。

傷害事件の被害者となり、長期間の治療が必要になると、ますます時間が必要となります。ある男性のケースでは、平日の通院のために年次有給休暇を使っていたものの、やがては年次有給休暇の残日数がなくなって欠勤扱いとなり、治療費などの経済的負担も重くのしかかるようになってしまいました。また、交通事故でけがをした場合、保険会社との交渉にも時間を取られてしまいます。被害者の家族も、仕事を休んだり、日常の時間を削って手伝えることが少なくありません。2007年に公表された報告書*によれば、被害者遺族へのアンケート調査の結果、全体の半数が、

事件をきっかけに退職、休職せざるを得なかったと回答しています。犯罪被害者やその家族が負う時間的負担について職場の理解が得られないと、一層苦しむことになってしまいます。従業員やその家族が犯罪被害を受けたときのための休暇制度があれば、その負担を軽減することができます。

* (社)被害者支援都民センター「今後の被害者支援を考えるための調査報告書」

性犯罪被害に遭ったある女性は、被害後、精神的に不安定になって食欲も睡眠時間も減ってしまい、仕事に集中できなくなったり、職場で涙が出て止まらなくなったりしました。ところが、同僚などにその理由となった犯罪被害を説明できず、誤解を招いたといいます。直属の上司にはようやく被害のことを伝えられましたが、休みが多くなることに職場の理解が得られず、いたたまれなくなって結局は退職を選びました。同様のケースは他にもあり、そういったときに職場の理解や被害回復のための休暇制度があれば、多くの被害者が精神的な被害の回復を図りながら仕事を続けることができるのです。

被害回復・負担軽減のための相談窓口と休暇制度を

犯罪被害者やその家族は、「自分が被害者になるとは夢にも思わなかった」と言います。誰もが被害者になる可能性はあり、それは突然のことなのです。企業には、パワハラ・セクハラ等の相談窓口など既存のものを利用することでかまいませんので、犯罪被害の相談窓口を設けてもらいたいと思います。企業の相談窓口、犯罪被害者となった社員やその家族から相談が寄せられたら、私どものセンターを紹介するだけでも十分です。社内に相談できる窓口があること、そのことを社員が知っていること、これだけでも犯罪被害者への理解の土壌づくりにつながります。

犯罪被害による退職は、本人にとっても企業にとっても損失です。被害の直後のいつかは、混乱の渦中であって企業に貢献できないかもしれませんが、犯罪被害者の被害回復のための休暇制度により雇用が継続されれば、再び貢献できる機会が訪れます。企業にとっても、犯罪被害者の退職による、新たな人材育成や採用のコストが軽減できます。犯罪被害者を支援する休暇制度の導入について、ぜひ検討していただきたいと思います。

事業者のみなさまへ

犯罪被害者の方々が仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復・負担軽減のための休暇制度について検討してみませんか? この休暇制度は、例えば右のような手順で導入することが考えられます。

- ①人事・労務管理担当部署において、犯罪被害に遭った社員の相談窓口を作る
- ②特別な休暇制度(裁判員休暇、リフレッシュ休暇など)の一つとして、「犯罪被害者等休暇制度」を創設する
- ③社内広報、研修等において、犯罪被害についての従業員の理解を深めるとともに、犯罪被害者等となった従業員は、必要な休暇を取得できる旨を周知する